

4. 仕業終了後の対応

(1) 帰庫点呼

- 発熱、咳症状、呼吸困難等の症状などの健康チェックを必ず行う

(2) 車内消毒・清掃

- 手すり等、特に利用者が頻繁に手を触れる箇所を入念に、運転席周り、その他車内を清拭消毒、カーテン等については消毒液噴霧による消毒、または、経済産業省により効果があると公表された界面活性剤（洗剤）を使用した清掃や洗浄を行う。

(注) 車内清掃・消毒は、原則としては1仕業毎に実施するが、手すり等利用者が頻繁に触れるような場所は、可能な場合には、現場の判断により、更に隨時適宜実施

- 清掃時のマスク、使い捨て手袋の着用の徹底

- 窓開け等による車内換気

- トイレ付車両のトイレ清掃に当たっては、マスク、ゴム手袋着用

- 車内点検工具など共用器具使用後の手洗い、手指消毒の励行

(3) 宿泊時の感染防止

- 手指消毒の徹底

- 宿泊中の健康チェック（体温、風邪症状の有無等健康チェックシート）

- 体調不良時の乗務中止

- 不要な外出の回避など、行動管理の徹底

5. 利用者、乗務員の体調不良

利用者及び乗務員の中に体調不良者が発生した場合には、通常の事故、死傷者発生等の緊急事態対応を基本としつつ、以下の点に留意して対処する。

(共通)

- 営業所等の緊急連絡体制の整備

- ・乗務員は営業所（運行管理者）への連絡、指示により対応
- ・TACOまたは最寄りの保健所への相談

- 接触箇所の消毒の徹底

- 感染者のプライバシー保護